

学年別漢字配当表の字種選定に関する基礎的研究

—戦後の漢字表作成に見られる字種選定基準の諸相—

丹 保 健 一

A Fundamental Study on the Choice of Chinese Characters for the Primary School Graded Kanji Table: The Aspects of Standards of the Character Selection Shown in the Creation of the Chinese Character Table after World War II

Ken-ichi TAMBO

0. はじめに

0. 1 目的

本論文の目的は、戦後行われてきた漢字表作成における字種選定基準・観点の調査、整理である。学年別漢字配当表の字種選定のあるべき姿を求めるにあたって避けることとできない作業である。

0. 2 対象・方法

調査の主たる対象は戦後の内閣告示漢字表である、当用漢字表、教育漢字別表、当用漢字音訓表、常用漢字表（昭和56年）、常用漢字表（平成22年）に関するものを中心とする。調査は、引用・参考文献一覧①～⑫⑭～⑳によった。同様の記述があった場合は、詳しいもの、分かりやすいものを示した。また、基準の内容が正確に理解されるよう例をも含めて紹介することにした。

1. 戦後の漢字表字種選定に見られる様々な基準

教育用の漢字表は、一般社会人向けの漢字表の範囲を超えないことを前提としている。教育用漢字表の字種選定基準を検討するには、一般社会人用の漢字表の作成にあたって考えられた基準について見ておく必要がある。戦後内閣告示された漢字表としては、「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字改定音訓表」「常用漢字表」「(改訂)常用漢字表」等がある。

1. 1. 一般社会人向け漢字表

1. 1. 1. 「当用漢字表」(昭和21年内閣告示)

「[A₁-2] 当用漢字表の性格ならびに選定の方針・基準

×・・・当用漢字表にない字

□・・・人名用漢字別表にある字

△・・・補正資料で加える字

▲・・・補正資料で削る字

印のないものは当用漢字表にある字

当用漢字表のまえがき

- 1 この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。
- 2 この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである。
- 3 固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。
- 4 簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。
- 5 字体と音訓との整理については、調査中である。

使用上の注意事項

イ この表の漢字で書きあわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。

ロ 代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべくかな書きにする。

(注) 次のような漢字が採られていない。(引用者注：「当用漢字音訓表」にはこのような注は見られない。)

△僕 □吾 ×誰 ×此 □之 ×其 ×恰 ×愈 ×些
×頗 ×頻 □甚 ×尤 ×殆 ×或 ×於 □尚 ×乍
×迄

ハ 外國（中華民國を除く）の地名・人名は、かな書きにする。

ただし、「米國」「英米」等の用例は、従來の慣習に従つてもさしつかえない。

ニ 外來語は、かな書きにする。

ホ 動植物の名称は、かな書きにする。

(注) 次のような語は、主として熟語用として採ったものである。(引用者注：「当用漢字音訓表」にはこのような注は見られない。)

犬 牛 羊 馬 豚 象 鯨 鶏
蚊 蚕 松 梅 桜 桃 柳 菊
竹 芝 麻 漆 芋(米) 麦 豆
茶 菜 稻

ヘ あて字は、かな書きにする。

ト ふりがなは、原則として使わない。

チ 専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。

なお、明記はされていないが、次の方針がある。

日本国憲法に使われている漢字は全部採る。

▲且 享 ▲但 准 ▲効 ▲又 ▲嚇
▲堪 ▲奴 拷 措 祉 ▲箇 ▲虞
▲迅 ▲遵 酬 ▲鍊 ▲附 ▲隸 ▲頒

選定の基準についても、特に明記されていない。原則として使用度数の大きいもの、熟語構成のはたらきの大きいものを採ることは言うまでもないが、このほかに次のようなことが考えられた。

1 1音節語のものはなるべく採る。

刃 帆 蚊 絵 碁 碑……

(×藺(引用者注：い) ×藻 ×鶉 ×蛾 ×痔 ×砥……)

- 2 字形の複雑なものは採らない。
×鬱 ×籤 ×餐
(織(→織) 廳(→庁) ……)
- 3 使用範囲の狭いものはとらない。
×挨 ×拶 ×曖 ×味 ×鼯 ×肩
(矛 盾 犧 牲 膨 脹)
- 4 おもに訓だけに使われるものは採らない。
×辻 ×駮 △据 ×揃 ×戻 ×釣 ×頃……
(峠 畑 抜 繰 込 届……)
(注) 音訓表によれば訓だけに使う字が30字ある。
- 5 同音で意味の似ているものは、その一方を採らない。
×劃→画 ×廓→郭 ×廻→回 ×慾→欲 ×知→智
×洲→州 ×熔×鎔→溶 ×礦→鉉 ×稀→希 ×篇→編
×聯→連 ×註→注 ×輯→集 ×坐→座 ×歿→没
×輻→両 ×絃→弦 ×兇→凶……
- 6 同音の別の漢字で置きかえられるものは採らない。
刺×戟→刺激 ×綜合→総合 ×颱風→台風
衣×裳→衣装 ×徽章→記章 ×抒情→叙情
史×蹟→史跡 ×煽動→扇動……
- 7 おもに官庁だけで使われるものは採らない。
△俸 ×傭 ×牒
(叙 轄……)

」 P.149-151 『国語審議会報告書』7

1. 1. 2. 「当用漢字改訂音訓表」(昭和47年6月28日内閣告示) (「当用漢字音訓表」昭和23年2月16日内閣告示の改定)

「〔音訓の選定〕

—略—

- 5 感動詞・助動詞・助詞はかなで書くこととする。なお、次のようないわゆる形式名詞・補助動詞もかなで書く。
見たことがある。 そういったところで・・・
書いてみた。 山本という人
- 6 —略—
- 7 訓の意味を広くとり、現代の日常生活で使われる語が漢字で書けるようにする。
おとうさん→お父さん、 おかあさん→お母さん、 おこる→怒る、
よごす→汚す、 よごれる→汚れる、 かぶる→被る
- 8 異字同訓ははるべく避ける。しかし漢字の使い分けのできるもの、漢字で書く習慣の強いものは採用する。
価(現) あたい 油(現) あぶら 玉(現) たま
値(現) 脂 球
遅れる(現) おくれる 丸い(現) まるい 乾く かわく
後れる 円い 渴く

9 2字以上の漢字による熟語や、いわゆるあて字のうち、慣用の広く久しいものは採用する。

時計、景色、波止場、師走、部屋、砂利、為替、眼鏡、五月雨」(引用者注：国松国語課長による当用漢字改訂音訓表(案)の説明による) p.154-157『国語審議会報告書』9

1. 1. 3. 「常用漢字表」(昭和56年内閣告示)

旧常用漢字表における字種選定の考え方は、『国語審議会報告書』11に記載されている次のような記述によって知ることができる。

「5 漢字の表す語の品詞」により分けてみる。—略— (1) 動詞・形容詞に関するもの。—略— 動詞や形容詞の語幹が1音節になると仮名書きにした場合、分かりにくくなるというようなことが起こってくるのではないかということで、1音節のものと2音節以上のものを分けて考えてみた。(2) 代名詞に関するもの。これは、当用漢字表では、「なるべくかな書きにする」となっているが、その例外として、「私、君、彼、何、吾」は当用漢字表にある。(3) 連体詞・副詞・接続詞に関するもの。当用漢字表では、連体詞という言葉は特に挙げていないが、これらは「なるべくかな書きにする」ということになっている。ある程度、副詞・接続詞に関するものの漢字が出てくる、あるいは、こういうのは、そういう副詞などに使うだけではなくて、ほかの漢字と結び付いて熟語を作るというふうな関係から取り上げられたのかもしれない。表外字の中では、「或^{ある}」というのは仮名で書くと非常に分かりにくいし、検討資料を見てもかなり使用度数がたかいというようなことが指摘された。(4) 形式名詞・助詞・助動詞に関するもの。例えば、「事」とか「物」とかの形式名詞として使われる場合、あるいは助詞とか助動詞とかいうふうなものが、やはり「当用漢字表」では—形式名詞のことは挙げていないが—「かなで書く」という取り取り扱い方をしている。表外字として使用頻度が高く出てきたものに「頃^{ころ}」がある。

「6 漢字の用法上特別のもの」(1) 漢字一字で音読して語を表すもの。漢字一字で音読し、訓がないという点では漢字の働き方が低いといえないが、逆に仮名で書くと分かりにくくなることがあるのではないかというようなことで考える必要がある。(2) 漢字一字で一音節の和語を表すもの。これも仮名で書くと分からない場合が起こるので一応検討してみる必要がある。(3) 意味が似ている同音の漢字。例えば、一番最初に出ている「廻」の字は当用漢字表外で、表内には「回」の字があるということである。(4) 同訓の漢字。これは幾つか出てくる。例えば、「はだ」には「膚^{はだ}」と「肌」がある。ただ、「膚」を「はだ」と読む例はわりに少ないようである。(5) 同字と言われるもの。例えば、「衿^{えり}」と「襟^{えり}」。こういうような場合には、どちらか一つを選べば良いというようなことになるかもしれない。(6) 外来語に当てた漢字。当用漢字表では外来語は「かなで書く」となっているが「頁^{ページ}」とか「罐^{カン}」というふうなものが、実例として出てきたということである。

「8 当用漢字表で憲法漢字とされているもの」これは、実は当用漢字表には何も書いてはいないが、当用漢字表を説明したものには「以下のものは憲法に載っているので、当用漢字に採用した。」として「且、亨、但、准、……」等21字掲げてある。

このように問題点を整理し、度数だけからでなくいろいろな観点から漢字の使い方というものを見ていくことが必要ではなかろうかと考えたわけである。」 p.356-358『国語審議会報告書』11(引用者注：「選定の方針に関する具体的観点」をまとめた経緯を報告している。) 第91回国語審議会昭和49.09.27)

「(4) 漢字選定の方針に関する具体的観点(引用者注：「常用漢字表」昭和五六年告示・訓令)

ア 使用度数等の点から見る。

現代の新聞・雑誌等での使用度数及び明治以降の各種の漢字表での採用状況など。

イ 漢字の機能度の点から見る。

① 語構成能力から考える。

機—機会、機械、機構、危機、動機

現—現金、現在、現状、実現、出現

② 主として音で用いるもの、主として訓で用いるもの、音訓両用のものという点から考える。

〔1〕 主として音で用いるもの

該—ガイ 租—ソ 栓*—セン

〔2〕 主として訓で用いるもの（保科説明では、少数の例外を別として当用漢字表から省いたとしている。）

扱—あつかう 込—こむ 戻*—もどす、もどる

〔3〕 音訓両用のもの

企—キ、くわだてる 許—キョ、ゆるす 泥*—デイ、どろ

③ 主として特定の語だけに用いるものはどうするか。（保科説明では、特定の語だけに用いられて、他の字との熟語構成能力の少ないものは省くとしている。）

脂肪、頒布、福祉、矛盾、生涯*

ウ 固有名詞はどうするか。（当用漢字表に「別に考えることとした。」とある）

① 人名に関するものはどうするか。（現在、子の名のためのものとして「人名用漢字別表」がある。）

② 地名に関するものはどうするか。

もし、都道府県を考えるとすれば、当用漢字以外のものとして次の字がある。

（*印省略）

茨、栃、埼、奈、潟、梨、阜、岡、阪、媛、崎、熊、鹿、縄（引用者注：14字種）

エ 漢字の表す意味から分類して各方面から考えてみる。

① 地形・地勢に関するもの

峠、浦、崖*、掘*

② 自然現象に関するもの

雲、光、霧、渦*

③ 動植物に関するもの（当用漢字表に「動植物の名称はかな書きにする」とある。）

犬、鶏、蚕、桃、猫*、蝶*、栗*

④ 身体に関するもの

舌、膜、鼻、唇*

⑤ 親族名に関するもの

嗣、婿、婆、爺*

⑥ 衣食住に関するもの

絹、麦、軒、靴*、汁*

⑦ 器財に関するもの（保科説明に「器物の類も仮名書きにする方針」がとられたとある。）

箱、俵、盆、皿*

⑧ 人事・心情に関するもの

働、恋、仇*、厄*

⑨ 色彩・形状・数量に関する物（特に度量衡に関するものはどうするか。）

紺、孤、壺、勺、匆、凸*

⑩ その他

オ 漢字の表す語の品詞から見る。

- ① 動詞・形容詞に関するものはどうするか。
煮、憎、眺*、嬉*
- ② 代名詞に関するものはどうするか。(当用漢字表に「なるべくかな書きにする」とある。)
君、彼、誰*、僕*
- ③ 連体詞・副詞・接続詞・感動詞に関するものはどうするか。(同上)
既(すでに)、遂(ついに)、且(かつ)、但(ただし)
或*(ある、あるいは)、僅*(わずか)
- ④ 形式名詞・助詞・助動詞に関するものはどうするか。(同上)
程、頃*

カ 次のような、漢字の用法上特別なものはどうするか。

- ① 漢字一字で音読して語を表すものをどうするか。(仮名書きにした場合分かりにくくないか。)
胃、錠、塔、塾*、塀*
- ② 漢字一字で一音節の和語を表すものはどうするか。(同上)
酢、矢、蚊、餌*、藻*
- ③ 意味の似ている同音の漢字はどうか。(保科説明では、原則として一方を省くとしている。)
回——廻* 鉦——礦* 付——附 欲——慾*
- ④ 同訓の漢字はどうか。
[1] うた——歌、唄* はだ——膚、肌*
[2] かき——垣*、柿* さけ——酒、鮭*
- ⑤ 外来語に当てた漢字(当用漢字表に「外来語はかな書きにする」とある。)
鐘——カン、頁——ページ

キ 漢字の構成から見る。

- ① 字画の多いものはどうするか。(保科説明に字形の難しいものは省くとある。)
鬱*、餐*、懺*
- ② 漢字の構成要素となるものはどうするか。
巾——市・布・帆・張——皿*—盆・益・盛・盤 頁*——項・領・頷・顔
牙*——邪・芽・雅・ 屯*——純・鈍・頓*] p.382-385 (第92回(昭和49.11.8))『国語審議会報告書』11(引用者注:第11期国語審議会経過報告(p.413-416)にも同様の記述が見られる。)

また、昭和56年3月23日国語審議会答申「常用漢字表」前文にも次のような記述が見られる。

〔字種と音訓〕

—略—

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度(特に造語力)の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。
- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。

- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。

なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

」 p.10『改訂常用漢字表』 p.3 旧『常用漢字表』

上記の他、次のような指摘もある。

「真田委員 一略一 この4語（引用者注：及び 並びに 又は 若しくは）は、名詞と名詞との間に入ってくる場合が多く、その名詞が、漢字の場合はよいが、仮名の名詞を、この「又は」とか「及び」で結んだときには、仮名ばかりになって非常に理解しにくいということなので、接続詞等をなるべく仮名で書こうという原則ができた時にも、法令の上では、今の4語だけはやはり漢字で書いてきた。

なお、「且つ」は、法令の場合には「、かつ、」と読点が入り、仮名が並ばないので仮名で書いている。」
p.241（第86回国語審議会 昭和48年9月28日）『国語審議会報告書』11

「岩淵主査 一略一

これについては、資料1「漢字表（引用者注：「当用漢字表」後の漢字表）の具体的検討に当たったの主な観点及び関連資料」に基づいて少し説明したい。

1 基本的な態度 一略一

絶えず教育の問題を念頭に置きながら、漢字表の審議を進めていくことを了承した。

2 主な観点

- (1) 3番目として、一略一 絶えず教育の問題を念頭に置きながら、漢字の審議を進めていくことを了承した。
- (2) 具体的には、現代の新聞・雑誌における漢字の使用度数の観点と、いままでいろいろの観点から選定されてきた漢字表の重なり具合とか違い方とかいうことを踏まえた観点の二つを総合して検討を進めることにした。一略一 単に漢字の問題というだけではなくて、漢字の概念というようなものを考えながら、漢字表を選んでいくことができるのではないかと思う。
- (3) このほか、次のようないろいろな観点を加えて具体的検討を進めていくことになった。

①語彙の観点一略一

ア 現行の当用漢字表が制限的なもののために、次の例に挙げるような、言い換え、仮名書きということをしている語をもう一度見直してみる。

- 言い換える例「瀆職」→「汚職」
- 同音の漢字による書き換えの例「義捐金」→「義援金」
- いわゆる交ぜ書きの例「洗濯」→「洗たく」
- 仮名書きの例「挨拶」→「あいさつ」

イ 漢字の機能度から考えていく

「機能度」というのは、一略一漢字がどういう言葉を構成し、形づくるかという観点から、漢字の重要度を測ってみることである。括弧の中の説明に「単独で、あるいは他の漢字と結び付いて、語彙を形づくる度合い」と書いてあるが、一略一。

ウ 和語の名詞、接続詞、副詞だけになどに使う訓専用の漢字を再検討してみる。大体、現行の当用漢字の性格からいうと、訓専用の漢字はあまり取り上げないという方針があるようだが、

やはり訓専用の漢字を一応当たってみる必要があるだろうということで考えた。－略－

② 漢字の構成要素の観点－漢字の字形を構成する要素から見ていくということである。－略－
」（昭和 31 年 国語審議会報告） p.300-303 『国語審議会報告書』 11

「資料 5 「漢字の層別」（盛岡委員提出の資料）

－略－

以上の 10 の資料の全体にどの程度出ているか、10 の資料のうち、どれとどれに出ているかといったことを整理している。その整理の仕方が次に示してある。

1 「群」への分類

第 1 群 音でも訓でも使う字

第 2 群 音だけで使う字

第 3 群 訓だけで使う字

第 4 群 音訓に関係なく一般的にほとんど使われない字

2 群の細分

第 1 群と第 3 群は、漢字を訓読した場合の和語の品詞によって更に分けている。

第 2 群は漢語を構成する能力によって更に 3 種に区別する。

(1) 字音専用の漢字 1 字で語を形成するもの。

例 「役」

(2) 字音専用の漢字 1 字では語にならないが、接辞・助詞・補助用言を付して派生語を形成するもの

例 「お嬢さん」

(3) 字音専用の漢字 1 字では派生語も形成し得ず、単に漢字熟語の要素としてのみ機能しているもの。

例 「農」

3 各群に属する漢字の類別

－略－

」 p.307-309 『国語審議会報告書』 11

「小谷委員 ー略ー 音訓表の前文には「この漢字仮名交じり文では原則として、漢字は実質的意味を表す部分に使い、仮名は語形変化を表す部分や助詞・助動詞の類を書くために使ってきた。」という表現があるが、今後はどういう態度をとっていくかということが決まらなると大変難しい問題が出るように思うのだが、－略ー 』 p.312-313 『国語審議会報告書』 11

1. 1. 4. 現行「常用漢字表」（平成 22 年内閣告示）

現行の常用漢字表の字種選定の考え方は、「常用漢字表」（平成 22 年）に詳しく記されている。

「3 字種音訓の設定について

(1) 字種選定の考え方・選定の手順

－略－ 一般社会においてよく使われている漢字（＝出現頻度数の高い漢字）を選定する。選定過程では、以下の①を基本として、②以下の項目についても配慮しながら、単に漢字の出現頻度数だけではなく、様々な要素を総合的に勘案して選定していくことを基本方針とする。

① 教育等の様々な要素はいったん外して、日常生活でよく使われている漢字を出現頻度数調査の結果によって機械的に選ぶ。

- ② 固有名詞専用字ということで、これまで外されてきた「阪」や「岡」等についても、出現頻度数が高ければ最初から排除はしない。
- ③ 出現頻度数が低くても、文化の継承という観点等から、一般の社会生活に必要なと思われる漢字については取り上げていくことを考える。
- ④ 漢字の習得の観点から、漢字の構成要素等を知るための基本となる漢字を選定することも考える。
①の考え方に基づいた漢字集合を特定するために、以下のような「漢字出現頻度数調査」を実施した。

—略—

(2) 字種選定における判断の観点と検討の結果

—略—

<入れると判断した場合の観点>

- ① 出現頻度が高く、造語力（熟語の構成能力）も高い
→ 音と訓の両方で使われるものを優先する（例：闇、溺）
- ② 漢字仮名交じり文の「読み取りの効率性」を高める
→ 出現頻度が高い字を基本とするが、それほど高くなくても、漢字で表記した方が分かりやすい字（例：謙遜の「遜」、堆積の「堆」）
→ 出現頻度が高く、広く使われている代名詞（例：誰、俺）
- ③ 固有名詞の例外として入れる
→ 都道府県名及びそれに準じる字（例：畿、韓）
- ④ 社会生活上よく使われ、必要と認められる
→ 新聞、雑誌等の出現頻度が低くても、必要な字（例：元旦の「旦」）

<入れないと判断した場合の観点>

- ① 出現頻度が高くても、造語力（熟語の構成能力）が低く、訓のみ、あるいは訓中心に使用（例：濡、覗）
- ② 出現頻度が高くても、固有名詞（人名・地名）中心に使用（例：鷹、鴨）
- ③ 造語力が低く、仮名書き・ルビ使用で、対応できると判断（例：醬、填）
- ④ 造語力が低く、音訳語・歴史用語など特定分野で使用（例：菩、揆）

—略— 』『改訂常用漢字表』p.9-12 『常用漢字表』p.179-182

1. 2. 「当用漢字別表」（教育漢字）¹（昭和二十三年二月十六日内閣告示）

当用漢字別表の字種選定基準の考え方は、義務教育用漢字主査委員会（安藤）委員長報告が詳しい。「第3に、しからは読み書きともにできるよう指導する必要があると言うのはどういうものかと申しますと、要約すれば、それは現在において最も普遍的であり、かつまた将来において普遍的であることが望ましいもの、すなわち一般にだれでも知っていなければならない、だれも読め、だれにも書けなければならない、したがってこれから文字生活を営もうとするものが、ぜひ学習しておかなければならないという条件を備えたものと言うこととなりますが、これだけでははっきりいたしませんから、以下実例について申し上げます。

- 1 日常の社会生活に直接の関係を持ち、一般国民に親しみの深いもの

¹「学年別配当表」の字種が 881 から 996、1006 と増加した際の選定基準についての記述は、調査した資料（文献）には見られなかった。

ただし、形音義のむずかしいものや、当用漢字におけるかな書きの条項²にふれるものは、この限りではありません。

- 例 数関係の 一三四……万億
 方位関係の 東西南北
 季節関係の 春夏秋冬
 行政区画に関する 都・道・府・県・郡・市・区・町・村
 人倫に関する 父母子兄弟姉妹夫妻
 衣食に関する 衣服絹綿糸飲食米麦穀飯粉菜茶塩酒住家屋居室庭
 園門戸柱板堂店宿舎
 徳目に関する 仁義礼智信忠孝節誠恩愛
 色彩の 青黄赤白黒緑
 植物の 木草竹花葉根幹芽
 動物の 犬牛馬鳥魚貝虫蚕
 鉱物の 金銀銅鉄砂石炭など

2 熟語構成の力が強く、それが広い範囲に及んでいるもの

- 例 名 人名 氏名 県名 名物 名義 名人 名代 名刺 名流
 名声
 流 急流 清流 水流 一流 名流 上流 下流 流儀 流行
 流域 流用 流産 流線型 流動体
 在 在職 在位 在庫 在宅 在外 在留 近在 不在 所在
 現在
 その他 最 極 細 要 不 用など

3 広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義をあらわすそれぞれのもの

- 例 因果 公私 左右 上下 主客 内外 自他 前後 損益 往復
 加減 始終 収支 出入 生死 勝負 断続 得失 売買 貸借
 進退 遠近 寒暑 強弱 曲直 軽重 高低 新古 多少 大小
 長短 異同など

つぎにどういう類の漢字がこの選定から除かれているかと申しますと、

1 時代の主流から遠ざかっているもの

甲乙丙、尺貫法関係の漢字など

2 階属的のもの、局所的なもの

- × × × × ×
 官庁 逡信 勅語 詔書 妥協
 ×× × ×
 豪傑 古典 依存
 × × ×
 傑作 典型 依頼

3 専門用語にしか関係をもたないもの

学術用語、専門用語は平易な文字によるか、かな書きによることがのぞましいが、要するに別

²「当用漢字表」の「使用上の注意事項」を指す。

のとりあつかいとする。

× × × × × × ×

俳句 謡曲 狂言 緯度 凍土 恐慌 窯業 」 p.125-127 『国語審議会の記録』

1. 3. その他 (参考)

1. 3. 1. 「公用文における漢字使用等について」(平成 22 年 11 月 30 日 内閣告示)

「1 漢字使用について

—略—

(2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

—略—

ウ 次の接頭語は、その接頭語が付く語を漢字で書く場合は、原則として、漢字で書き、その接頭語が付く語を仮名で書く場合は、原則として、仮名で書く。

例 御案内(御+案内) 御挨拶(御+挨拶)

ごもっとも(ご+もっとも)

エ 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。

例 げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる)

み(弱み) め(少なめ)

—略—

」(「公用文における漢字使用等について」)

1. 3. 2 「学校教育における外来語及び音訓の取扱いについて」(平成 21 (2009) 年 10 月 22 日 文部省初等中等学校局小学校課長通知)

「音訓割り振りの基本方針

- ① 児童生徒の日常生活及び学校生活に必要な語彙であること。
- ② 国民としてもつべき基本的な語彙であること。
- ③ 他教科等において必要な学習語彙であること。
- ④ 児童生徒にとって習得や定着の状況からみて無理のない音訓であること。」

2. 諸基準の整理と各基準を巡って

2. 1 諸基準の整理

戦後の漢字表字種選定の議論に見られる選定基準・観点には次のようなものが見られた。(順不同)

○使用度数○漢字の機能度○語・熟語構成力○音読み専用訓読み専用(○主として音用/音専用○主として訓用/訓専用○音訓両用)○特定の語に使用○固有名詞(○人名○地名)○意味分野(○地形・地勢○自然現象○動植物○身体○親族名○衣食住○器財・器物○人事・心情○色彩・形状・数量(注:度量衡))○品詞(○動詞・形容詞○代名詞○連体詞・副詞・接統詞・感動詞○形式名詞・助詞・助動詞)○一字音読語○一音節語・一音節和語○同音類似○同訓漢字○外来語(地名・人名を含む)○漢字の構成○字画○漢字構成要素○当て字○憲法漢字○各種漢字表○複雑な(難しい)語形○使用範囲(が狭い)○同音置きかえ語(代用語)○官庁用語○形式名詞・補助動詞○日常生活語○概念が仮名書きでは分かりにくい○異字同訓でも使い分け可○異字同訓でも習慣強○当て字・熟字訓でも習慣強○固有名詞でも県名等○頻度が低くても文化継承上重要○(習上から)漢字要素となる○高頻度高造語力○音訓両用優先○読み取りの効率性○それほど頻度が高くなくても仮名ではわかりにくい場合○使用分野の広さ○代

名詞でも高頻度○固有名詞でも高頻度○高頻度でも低造語力で、訓のみ(中心)、固有名詞中心○高頻度でも低造語力で、特定分野(音訳語、歴史用語)○接頭語○接尾辞○漢字は実質的意味を表す部分に、仮名は語形変化を表す部分や助詞・助動詞の類に○副詞5語(及び 並びに 又は 若しくは、かつ)○音義の難しいもの○広く世に行われている平明な熟語の構成成分で、対照的意義をあらわすそれぞれのもの○時代の主流から遠ざかっているもの○他教科○様々な要素を総合的に

上に示した種々の基準・観点は、次のように整理すると分かりやすいだろう。「AでもB」の場合は、基準を「A」または「B」に分類した。幾つかの観点を合わせ持つ基準が多いが、分かりやすさを考え、あえていずれかに分類した。

(1) 頻度(注:「習慣」も広く考えれば頻度に属すと考えられる。)

(2) 語の広がり(機能度)

○造語力

語彙的広がり(一般社会人用と学習・教育用漢字では異なることは言うまでもない)

読み(音・訓)の広がり

○使用範囲

使用分野、使用者

○時代(過去・現代・未来)(例「時代の主流から外れている」)

(3) 文、語、文字(漢字)構成上の位置(cf.実質的意味等)

品詞(代名詞、補助名詞、補助用言、形式名詞等を含む)

語・熟語構成要素(接辞、語根、語幹、活用語尾)

漢字の部位(文字の構成要素)

(4) 読みにくさ、分かりにくさ

仮名書きでは概念が分かりにくい

一音節漢語(→cf.機能度)

ませ書き

熟語中において互いに対照的な意味を持つ構成語

(5) 習得上の配慮

複雑な語形(字画の多い語形)

動植物名、器物名、鉱物名

代用語の有無

同訓語、同音語の有無

漢字の構成要素

他教科

(6) 特別な配慮

憲法に用いられている漢字

固有名詞(人名・地名)、県名等

文化の継承

2. 2 各基準・観点を巡って

(1) 頻度

使用頻度は、漢字そのものを対象とするか、漢字以外で表記された語も対象にするかによって数値は

大きく異なってくる。次のような指摘があるものの、語彙としての頻度を考慮したものは少ない。

「佐藤委員 ～当用漢字を決めるにあたっては、現代語における基本的な語いと平行して考えなければならぬということも、一略～」P.100『国語審議会報告書』7

しかし、例外があるものの「頻度の高いものを優先する」という大原則に異論はなからう。

(2) 語の広がり (機能度)

造語力が高く、使用分野、使用者に偏りがなく、かつ現代使われているものを優先することには異論はないだろう。しかし、造語力とは何か、使用分野、使用者の偏りの内実は等、検討を要する。

(3) 文・語・文字構成上の位置

いわゆる品詞、語構成要素、文字の部位をどのように位置づけるかによって基準の重みが変わる。これまでは、実質の意味を持つか否かが主要な基準であった。実質の意味を持つ品詞である自立語、とりわけ文の必須成文となり得る、体言、用言(動詞、形容詞、形容動詞)を重視してきたようである。文の読みやすさという観点からもそれほど不自然な考え方とは言えない。しかし、実際の漢字表では同一の文法的特徴を持つ語であっても異なる扱いが見られる。検討すべき点も多い。

(4) 読みやすさ、理解しやすさ

読みやすいか否かは個人差が大きい。また、教育漢字においては、字種数が限定されており、この基準を直接取り上げることは多くの困難が伴うように思われる。

(5) 習得上の配慮

これまで極めて複雑な語形、極めて字画の多い語形は選択してこなかった。しかし、現行の常用漢字表においては、一部の複雑な字種の書記は電子機器によればよいとの方針によって採用された。「鬱」はその代表的な例であろう。

語形の複雑さと漢字習得上の困難さとの間には相関性がないとする研究もあるが、教育用の漢字表は、読み書きできることを前提としているため、やはり、学習上の困難さを考える必要がある。ただ、語形の複雑さとはどのようなことを指しているのか、検討すべきことも多い。

また、動植物名や器物名などについては、子供にとって親しみのある語であるといった理由で採用すると「鹿」「猿」「熊」といった多くの語を採用しなければならないことになり、学習上困難をきたすことになろう。それでは、動物名、器物名以外の意味分野にはこのような例はないのであろうか。調査した中には、鉱物名を指摘しているものもあった。

(6) 特別な配慮

固有名詞に関しては、現行の常用漢字表では、新たに、県名及びそれに準ずる字種を採用している。県名は近い将来学年別漢字表にも反映されるようである。検討すべき課題である。

憲法で用いられている字種は、現行の常用漢字表には全て採用されているが、学年別漢字配当表においては特別な扱いをしていないようである。字種を見れば当然のように思われる。

文化の継承という基準は極めて曖昧である。

おわりに

紙幅の関係もあり、資料の紹介・整理に終始した感がある。当初予定していた「各基準の問題点と位置」及び「教育用漢字表の字種選択基準の在り方」については、別の機会に譲りたい。

引用・参考文献一覧（注：紙幅の関係から、資料及び資料の紹介を含むものに限定した。）

- ①「当用漢字表」内閣告示第三十二号（官報 十一月十六日）昭和21年11月16日告示
- ②『国語審議会報告』1-22 昭和29（1954）年9月10日～平成14年（2002）1月25日
（1-4 秀英出版 5-12 大蔵省印刷局 13 第一法規出版 14 ぎょうせい 15 大蔵省印刷局 16-19 ぎょうせい 20-22 大蔵省印刷局）
- ③『国語審議会の記録』昭和27（1952）年3月31日
- ④『児童生徒の漢字を書く能力とその基準』昭和27（1952）年5月10日 文部省 明治図書出版
- ⑤『国語シリーズ14 国語問題問答』昭和28年7月20日 文部省 光風出版
- ⑥『漢字の学年配当』（国語シリーズ24）昭和30（1955）年3月30日 文部省 明治図書出版
- ⑦『教育漢字の学年配当』昭和32（1957）年7月 文部省 教育出版株式会社
- ⑧『明治以降国字問題諸案集成』昭和37（1962）年7月15日 吉田/井之口編 風間書房
- ⑨『国語国字教育資料総覧』昭和44（1969）年1月15日 国語教育研究会
- ⑩『当用漢字音訓表 送り假名の付け方』（昭和47年6月28日内閣告示訓令）昭和48年7月10日 文化庁 大蔵省印刷局
- ⑪『常用漢字表』昭和56（1981）年10月1日 内閣告示 大蔵省印刷局
- ⑫『児童・生徒の常用漢字の習得』昭和63（1988）年3月25日 国立国語研究所 東京書籍
- ⑬『漢字百科大事典』平成8（1996）年1月19日 佐藤喜代治他編 明治書院
- ⑭『国語施策百年史』平成18（2006）年1月20日 文化庁 ぎょうせい
- ⑮「学校教育における外来語及び音訓の取扱いについて」平成21（2009）年10月22日 文部省初等中等学校局小
学校課長通知
- ⑯『改訂常用漢字表』平成22（2010）年6月7日 文化審議会答申
- ⑰『常用漢字表』（平成22（2010）年11月30日内閣告示） 平成23年3月30日文化庁 ぎょうせい
- ⑱「公用文における漢字使用等について」平成22（2010）年11月30日 内閣告示
- ⑲「法令における漢字使用について」平成22年（2010）11月30日 内閣法制局長官
- ⑳『常用漢字の歴史』平成27（2015）年9月25日 今野真二 中央公論社
- ㉑福田亮（平成28（2016）年10月）「いわゆる「憲法漢字」について」（「当用漢字表誕生 内閣官房総務課資料
を読む 第八回」）『日本語学』2016.10 明治書院